

## 町起業化支援事業

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

起業をめざす新規事業者の事業立ち上げに必要な経費を支援します。

**対象者** ・町内において起業を予定している方  
 ・平成28年1月1日以降に起業した方 ※その他の要件あり



	補助対象事業	補助対象経費
① 新規開業支援事業	起業するために必要な施設の建築および改修等を行う事業 ※事業執行は原則1年限り ※上限に達しない場合は2年目以降、事業化支援事業に申請可能	報償費、旅費、役務費、委託費、工事請負費、備品購入費等
② 事業化支援事業	安定的な事業継続を図るために行う事業 ※事業執行は条件により最大3年	報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料・賃借料、備品購入費、償還費等

※①②の事業のうち、どちらか一つまたは両方を選択してください。  
 ※申し込みを希望する方は事前に産業経済課経済グループにご相談ください。

- 事業の決定方法  
審査は審査委員会で申請者からのヒアリングを行い、町内の活性化につながるかを審査し、決定します。
- 補助金の交付対象期間の終期  
起業した日から3年後の応当日の前日まで
- 補助率  
2分の1以内
- 補助限度額  
200万円（空き店舗を活用する場合は250万円）
- 申込期限  
5月11日(金)まで

## 商工業振興事業

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

経営者の創意工夫のある取り組みや雇用拡大、定住支援に必要な経費に対する補助金を交付します。

**対象者** 町内において1年以上営業しており、町税を滞納していない商工業者  
 個人事業者…町内に事業者を有している方  
 法人…町内に事業者等を有している中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる中小企業に限る）



	内容	補助率・補助額
経営強化促進補助金	商工業者が自ら行う、積極的かつ創意工夫を凝らした取り組みに必要な経費を補助します。 補助対象事業 ①施設の増改築または改修事業 ②新製品または新技術の試験・研究・開発事業 ③ICT化支援事業 ④新分野事業への拡大事業	補助率 資本金1,000万円以下▷2分の1 資本金1,000万円超1億円以下▷3分の1 補助金額 下限25万円 上限200万
雇用拡大奨励金	町内における雇用の場の確保および拡大を図るため、新たに常用労働者を雇い入れ、雇用定数を増した事業者に対し奨励金を交付します。	1人につき30万円 (1年度につき2人まで)
職住近接奨励金	町外から町内の事業所に通勤している常用労働者が町内に転入する際に手当を支給する事業者に対し奨励金を交付します。	3分の2以内 (1人につき20万円まで)

- 申込期限 5月11日(金)まで ※その他の条件等は商工会までお問い合わせください。
- 申込先 厚真町商工会 ☎29-2456

## 指定ごみ袋支給事業

町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
 (総合ケアセンターゆくり内)

平成25年7月から開始された家庭ごみ処理有料化に伴い、経済的負担軽減のため紙おむつを日常的に使用している世帯に、もやせるごみ用の指定ごみ袋を支給します。

- 対象  
①3歳未満の乳幼児と同居している保護者  
②厚真町家族介護用品支給事業実施要綱に基づき、紙おむつの交付を受けている方の介護者  
③厚真町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則に基づき、紙おむつの支給を受けている方またはその保護者
- 支給枚数  
対象者1人につき、もやせるごみ用指定ごみ袋(20リットル)を1カ月10枚(年間最大120枚)支給します。
- 申請窓口  
町民福祉課町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内)、上厚真支所  
※その場で年度分の一括支給を行います。
- 申請に必要なもの  
申請書、印鑑
- 対象期間  
4月1日～平成31年3月31日

## 循環福祉バス「めぐるくん」

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

幌内・高丘線 新町・幌里線 東和・宇隆線 全ての路線が毎日運行しています  
 豊沢・鹿沼線 豊川・浜厚真線 上厚真線 (日曜日、12/31～1/2を除く)



○利用対象者 循環福祉バスめぐるくんは、自宅から市街地までの交通手段として厚真町にお住いの方ならどなたでも利用できます。(市街地にお住まいの方を除く)

### ○利用方法

<b>登録する</b>	<b>利用者登録をする(初回のみ)</b> めぐるくんを利用するには、利用登録が必要です。役場または上厚真支所で申請手続きをしてください。	<b>利用者登録</b> 役場まちづくり推進課 ☎27-3179
<b>予約する</b>	<b>利用するバスを予約する</b> めぐるくんは予約制です。利用するときは、事前にお電話で次の内容を伝えて予約してください。 (◇利用したい路線・時刻 ◇どこからどこまで利用するか) (◇帰りも利用するか)	<b>予約</b> 予約受付センター(あつまバス) ☎27-2311
<b>利用する</b>	<b>【予約の受付時間】</b> 朝の便 前日の19時まで 昼・夕方の便 各便の始発時刻の1時間前まで ①自宅から市街地 予定時刻に自宅でお待ちください。混雑している場合は、遅れることがあります。時間に余裕をもってご利用ください。 ②市街地から自宅 予約した時間に予約した乗り場から乗車してください。	予約の受付時間に間に合わなかった場合は利用できませんので早めに予約しましょう。

市街地の乗降できる場所	
<b>【厚真市街地】</b>	あつまバス待合所 ・役場 ・総合ケアセンターゆくり ・まちなか交流館 ・Aコープ厚真店 あつまクリニック ・厚真歯科 ・ハマナスクラブ(藤井商店) ・桂歯科クリニック ・スポーツセンター 旧かしわ保育園 ・こぶしの湯あつま ・厚真リハビリセンター ・セイコーマート厚真店 ・ともいきの里
<b>【上厚真市街地】</b>	Aコープ上厚真折坂店 ・厚南会館 ・上厚真郵便局

## 空き家等利活用資金の助成・貸付

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

空き家住宅の取得、改修(改築含む)、宅地の取得にかかる経費の助成または貸付を行います。

対象者	市街化調整区域、都市計画区域外にある空き家住宅を取得・改修等を行い10年以上居住する方	
対象	助成について	貸付について
	金融機関の融資を活用する方	やむを得ず金融機関の融資を受けられない方
内容	(1)借入により発生する利息(保証料を除く)に対し、1%を上限として10年間助成する。 ※500万円までの借入に発生する利子が対象 (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1を補助する。 ※補助額上限250万円 ※(1)と(2)を合わせた助成の上限は借入額の2分の1	(1)上限500万とする融資を行う。 ※20年償還、貸付利率年0.5% (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1の償還を免除する。 ※免除額上限250万円



**空き家の適切な維持管理をお願いします。**

適切な維持管理が行われず放置されているような空き家は、周囲にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があります。空き家が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、その責任を問われることもありますので、所有者や管理者の方々は空き家の適切な維持管理をされるようお願いします。

町では家屋の修繕やリフォームやバリアフリー、新築など住まいや暮らしに関わる助成制度や住宅相談窓口を開設していますので制度活用、検討や相談窓口をご利用ください。

## 町高齢者共同福祉住宅

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

新しく厚真市街地に完成した高齢者共同福祉住宅の入居者を募集します。

**高齢者共同福祉住宅の特徴**

住所：京町34-2  
戸数：10戸  
面積：1戸あたり39.99㎡  
構造：木造平屋建て



- 併設されているいきいきサポートサロンに日中は相談員が常駐していますので、いつでも生活の相談ができます。
- 日中は常駐相談員が、夜間は緊急通報システムが対応しますので非常時も安心です。
- 役場、交番、あつまクリニック、スーパーなどが近く便利です。

**●入居条件**

▷申込資格 (いずれかに該当すること)

- 60歳以上の単身、または夫婦世帯 (どちらかが60歳以上であれば可)
- 障がい者の単身、または夫婦世帯 (どちらかが障がい者であれば可)
- 60歳以上または障がい者のみからなる世帯
- 60歳以上と障がい者の世帯

▷入居要件 (すべて満たすこと)

- 要支援・要介護の認定を受けておらず、自立して生活できること。
- 世帯所得が月214,000円以下 (収入ではありません)
- 税金など公的な支払いに滞納がないこと。
- 暴力団関係者ではないこと。
- 室内外で動物を飼育しないこと。
- そのほか、公営住宅の入居要件を満たす方。

**●費用**

▷入居者負担する費用

- 電気、水道、下水道等使用料
- ごみなどの処理費用
- 部屋、設備などを破損した場合の修繕費

▷家賃

- 月額14,400円～28,400円 (所得に応じて変動)
- このほかに廊下照明などの共益費、生活援助員の派遣に要する費用がかかります。

**●募集期間**

4月27日(金)まで  
※戸数に達した場合、締め切ります。

**●必要書類**

入居申込書、住民票、所得証明書、納税証明書

## 住宅関係の補助制度

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

地震対策と地球温暖化防止のため住まいの整備にかかる費用の一部を補助します。

補助制度	補助金額	補助対象
① 既存住宅耐震改修費補助	上限30万円	昭和56年5月31日以前に着工した耐震性能評価1.0未満の住宅の耐震改修工事
② 住宅太陽光発電システム設置補助	【町内業者施工の場合】 1Kw当たり10万円(限度額30万円)	発電余剰電力の売買契約ができる、または発電電力をすべて自家使用とする10Kw未満の発電太陽光発電システムの設置 (未使用品に限る) ※平成30年4月1日以降の設置かつ年度内に工事が完了し電力会社との電力受給が開始できるシステムであること。
	【町外業者施工の場合】 1Kw当たり7万円(限度額20万円)	
③ ペレットストーブ等購入費補助	【町内の商店から購入の場合】 本体購入価格の2分の1(限度額15万円)	住宅に設置する木質ペレットやまき等を燃料として、本体材質が鉄や中鋼板と同等かそれ以上の耐久性を有する暖房器具の購入
	【町外の商店から購入の場合】 本体購入価格の2分の1(限度額10万円)	
④ 住宅リフォーム推進補助	リフォーム費用の5分の1 (①の工事と併用 限度額45万円) (②③の工事と併用 限度額30万円)	上記①～③までの工事等と併せて実施する住宅の改修または模様替えの工事 ※住宅リフォームだけでは該当になりません。 ※併用する工事によって限度額が変わります。

**共通補助要件**

- 町税の滞納がない方
- 町内の住宅(併用住宅の場合住宅部分に限る)に施工・設置する事に限ります。
- 募集期限は平成31年3月29日まで。ただし、募集は予算の範囲内で行うものとし、先着順です。予算の範囲を超えた時点で補助事業は終了となります。



## アパート建築費・改修費の補助制度

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

アパートの建設や既存のアパートの改修にかかる費用の一部を補助します。

**アパートを建てる**  
〔町民間賃貸共同住宅等建設促進事業〕

**●補助内容**  
新たに町内の市街化区域内に民間アパートを建設する方(法人・個人)を対象に、建設費の補助を行います。

**●補助額**  
1LDK…1戸当たり110万円  
2LDK以上…1戸当たり130万円  
※1LDKと2LDK以上を組み合わせる構成すること。ただし、厚真地区は2LDK以上の組み合わせとします。  
※1棟当たり上限金額は960万円です。  
※防犯対策を各戸に行う場合、1棟につき10万円を上限とし増額します。

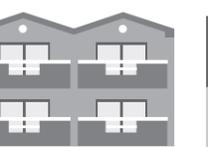
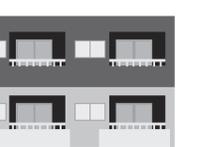
**●受付期間**  
5月31日(木)まで  
※複数の交付希望者がある場合は、抽選により決定します。また、町内在住の方を優先します。

**アパートを改修する**  
〔町民間賃貸共同住宅等リフォーム促進事業〕

**●補助内容**  
町内に民間アパートを所有する方(法人・個人)を対象に、改修工事費の補助を行います。

**●補助額**  
1戸当たり最大15万円(1戸当たりの改修工事費が15万円未満の場合はその額)  
※1棟当たりの上限金額は90万円です。

**●受付期間**  
平成31年3月29日(金)まで  
※予算状況により早期に締め切ることがあります。

## 結婚新生活支援補助金

町民福祉課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

新婚世帯を対象に、新生活に伴う住宅の取得・家賃や引越に係る費用の一部を助成しています。

- 対象世帯  
次の要件をすべて満たす世帯  
・平成30年1月1日～平成31年3月31日に婚姻届を提出し受理された世帯  
・夫婦ともに婚姻日の年齢が34歳以下の世帯  
・町内に住民票がある世帯  
・新婚世帯の平成29年分の所得の合計が340万円未満の世帯(貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除した額)  
・市町村民税等に滞納がない世帯  
・過去にこの制度の補助を受けたことがない世帯
- 対象経費  
平成30年1月1日～平成31年3月31日に係る次の経費  
・新規の住宅購入費用  
・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料)  
・結婚に伴う引越費用  
※住宅手当や引越手当などの支給がある場合、手当分については補助対象外

- 助成額 上限30万円
- 申込期限 平成31年3月29日(金)まで  
※平成31年1月以降に手続きをされる場合は事前に連絡をお願いします。
- 提出書類  
(1)補助金申請書  
(2)戸籍謄本または婚姻証明書  
(3)夫婦の平成29年分の所得証明書  
(4)世帯全員の納税証明書または滞納がないことを証明する書類  
(5)売買または賃貸の場合は契約書  
(6)領収書等支払金額のわかる書類  
(7)住宅手当等支給証明書(対象者のみ)  
(8)貸与型奨学金の返済額がわかる書類(対象者のみ)  
(9)退職証明書(対象者のみ)



## コミュニティ活動補助事業

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179  
(まちづくり推進課 企画調整グループ内)

地域文化の育成や環境美化活動に係る費用の一部を助成しています。

### 地域花壇づくり活動助成事業

▷他のモデルとなることが期待できる花壇の管理費を助成します。  
対象 自治会・町内の団体  
補助金額 沿道の花壇施設費…面積が5㎡以上10㎡未満は1万5千円、10㎡以上は2万円  
花壇の管理費…1団体の上限7千円(予算の範囲内で助成)  
募集期間 10月31日(水)まで

### フラワーマスター育成事業

▷フラワーマスター認定講習会受講に係る旅行費用等を支給します。  
対象 町民  
補助金額 講習会受講旅費(実費分)  
募集期間 10月31日(水)まで

### 空き缶拾い活動奨励事業

▷空き缶拾い活動に対して助成します。  
対象 団体(15人以上)  
補助金額 年3千円以内  
募集期間 10月31日(水)まで

### 個性的文化活動奨励事業

▷町内の団体、サークルなどが自主的・主体的に取り組む事業に対して補助します。  
対象 町民(10人以上)  
補助金額 開放的で個性的な文化活動の初期投資経費として1回に限り上限3万円(予算の範囲内で助成)  
募集期間 10月31日(水)まで

## まちおこし奨励事業

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

町内の団体やサークルなどが自主的、主体的になって取り組む事業に係る費用の一部を助成しています。

- 対象事業  
①まちおこし事業 ②人材育成事業 ③特産品開発事業  
④文化活動 ⑤地域活動 ⑥その他まちおこしと認めた事業  
※団体の経常的運営費、営利を目的とするもの、入場料を徴収するもの、事業費が5万円未満のものは対象にならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

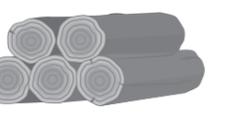
- 対象 団体・サークル
- 補助金額 補助対象経費の3分の2以内(1事業の上限は30万円)

## 丸太販売

産業経済課 農林業グループ ☎ 27-2419

町環境保全林を整備した際に伐倒した広葉樹を丸太として販売します。

- 日時 4月28日(土)9時～
- 場所 環境保全林入口(フォーラムビレッジ奥)
- 対象 町内在住の個人で、家庭用に丸太を利用される方
- 価格 ①ナラ材…7,000円/㎡  
②その他広葉樹…4,000円/㎡  
※長さはおおむね1.2mで、細いものや曲がった丸太も混じっています。
- 用途 まき、ほだ木など
- 申し込み 4月26日(木)まで



- ・集合後、丸太が積んである場所まで移動します。集合時間に遅れないようお願いします。
- ・販売する丸太は1山ごとに印を付け、それぞれ価格を表示します。山ごとに量が異なります。
- ・販売は1山単位での販売になります。単木の販売はありません。1山の中にさまざまな太さの丸太が含まれます。
- ・その場で引渡しをしますので、原則お持ち帰りいただけるようご準備ください。
- ・ご自分で丸太を運べない方は事前にご相談ください。
- ・欲しい丸太が重複した際は、くじ引きによって買う方を決定します。

## ローカルベンチャースクールのテーマを募集

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

ローカルベンチャースクールの事業テーマやアイデアを募集します。

町では、地域の資源を活用して新たな価値創造に挑戦する起業家(ローカルベンチャー)を育成・支援するためのプログラム「ローカルベンチャースクール」を行っています。  
今後、ローカルベンチャーの育成や誘致をさらに推進していくため、「厚真町ならこんな事業ができるのではないか?」「こんなスキルを持つ人に来て欲しい」といった意見やアイデアを募集します。  
併せて、所有している遊休資産(例:建物、器具)などの情報も募集しますので、町民の皆さんのご協力をお願いします。



- 例えば…
- 『製材したけど使っていない板があるので、木工などで起業して活用してほしい』
  - 『使っていない倉庫があるので、条件によっては貸し出せる』
  - 『地元の野菜を使った料理を提供するファームレストランを経営するシェフに来てほしい』など
- ※なぜそのような提案を思いついたか、理由などもお聞かせください。

- 提案期限 4月30日(月)まで
- 提案方法  
①インターネット入力フォーム  
<https://www.harplg.jp/GCec87tc>  
②電話 27-2486 ③ファックス 27-3944



- 明記する内容  
①名前 ②連絡先(電話・メールアドレス)  
③テーマ・理由 ④提供できるものなど  
※採用されない場合がありますので、ご了承ください。

## 町高齢者大学新入生募集

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

町では老人福祉事業の一環として高齢者大学を開校しています。  
楽しい仲間を作りながら、ともに学びませんか?

- 期間 平成30年4月～平成31年3月
- 開催場所 総合ケアセンターゆくり ほか
- 会費 1人1,000円(途中入学の場合も同額)
- 受講資格 町内に居住する65歳以上の方または老人クラブ加入者

- 講座内容 高齢者福祉、ペタンク大会、研修旅行など(2月を除く年11回開催)
- 申し込み お電話でお申し込みください